

## 募集要綱案等に対するご意見と回答

	該当箇所	ご意見	回答
1	電源 I 周波数調整力 募集要綱 第3章 3.(2)	オンライン設備に関して、旧一般電気事業者の所有設備特有のものになるため、同等性能を持つ簡素な仕様やオフライン発電所を検討頂きたい。	一般送配電事業者として周波数維持等の義務があることから、周波数制御・需給バランス調整機能に必要となる、一定の性能、信頼度を有するオンライン設備を要件としております。
2	電源 I 周波数調整力 募集要綱 第5章 2.(1)	旧 IPP 電源の参入が容易となるように、旧 IPP 電源が減点とならない要求水準まで機能要件の緩和を検討いただきたい(AFC 変化速度の要求水準を 5%以上から 4%以上にするなど)。また、周波数制御機能は性能仕様とし、詳細仕様は自由とすべきではないか。  理由) 経済的な調整力確保の面から、旧 IPP 電源は今後重要な役割を担っていくと考えられる。しかし現在の要件では旧 IPP 電源でも減点なしでの入札は困難であり、結果として昨年度、今年度とも、旧一電保有の電源が太宗を占めている。	安定供給確保の観点から、必要な仕様を設定させていただいております。
3	電源 I' 廠気象対応調整力 (全般)	新設の需要家は電源 I' に参加可否か？  例えば 3 月操業開始の需要家様は DR に参加可能か？ (ベースラインテストが実施できないが省略可能か？)  (操業開始後に実効性を示す必要があると思われるが、いつまでに必要か？)	新規の需要家を含めた応札は可能です。  ただし、この場合需要家名称や小売電気事業者との契約 kW、受電開始時期を明確にした上で、契約開始時までに電源等の試運転や必要な試験等が完了し、各要件を満たすことを確認できることが前提となります。
4	電源 I' 廠気象対応調整力 募集要綱 第2章 1.(10) □	(原案)複数の需要者をまとめて 1 入札単位とするときは、当該複数の需要家がすべて一致するようになっています。また、供出電力 (kW) の明確な区分が困難であることから、複数入札は原則として認められません。  (修正案)また、供出電力 (kW) の明確な区分が出来ることを前提に、複数入札を認めることとする。	複数の需要家をまとめて 1 入札単位とするときは、当該複数の需要家がすべて一致するようになっています。なお、需要家を分けることにより提供電力を明確に区分する場合、それぞれの入札案件の需要家は一致しないこととなるため、それぞれ 1 入札案件として応札いただくこととなります。  なお、発電設備の場合、入札単位は発電機ユニットを特定した

	該当箇所	ご意見	回答
		<p>【理由】他の調整力公募への入札にあたり、電源のみが複数入札できることになり、電源とDR間で非対称性が発生するため。</p> <p>【質問】電源について、エリアを跨いだ供出電力の明確な区分が可能と判断されたと推察するが、なぜ複数入札が認められるのか、具体的にご教示いただきたい。</p>	<p>うえの容量単位となっており。明確に区別ができると考えております。</p>
5	<p>電源 I ʼ 厳気象対応調整力 募集要綱 第3章 1. (9)</p>	<p>【質問】待機時間が他社と比べて1時間短い「最大10時間」となっているが、10時間の算出根拠があればご教示いただきたい。</p>	<p>提供可能時間については、当社エリアにおける過去の需要実績等を考慮し、当社の指令に従った運転を行うことが可能な時間を設定しています。</p>
6	<p>電源 I ʼ 厳気象対応調整力 募集要綱 第3章 3. (5), (6)</p>	<p>「需給バランス調整のために、需要家側で電力の使用を抑制、もしくは増加することをいいます」「単独または複数のDRを実施できる需要家を集約し、それらに対する負荷制御（増または減）量・期間等を指令し、制御を実行させることにより、総計として、当社の指令に応じ、本要綱に定める要件を満たす需給バランス調整を実現する事業者（その事業者が調整力提供に当たって使用する設備を含みます。）をいいます。」とあるが、ネガワットとポジワットの評価を統一すれば、普段逆潮をしているサイトにて、負荷調整によりネガワットを創出し、逆潮量を増加させることが出来る需要家の参入につながるのではないか。</p>	<p>常時系統に電力を逆潮している需要家さまが、発電設備として応札いただく場合に、負荷抑制により逆潮流を増加させることは否定しておりません。</p>
7	<p>電源 I ʼ 厳気象対応調整力 募集要綱 第5章 1. (4)</p>	<p>「入札は、発電設備を活用して応札される場合は、原則として発電機を特定して、容量単位（kW）で実施していただきます。DRを活用して応札される場合は、本要綱に定める要件を満たすことのできるアグリゲータが、容量単位（kW）で入札していただきます」とあるが、普段は系統より受電している需要家が、保安用等のために逆潮出来る容量の自家発を保有している場合、受電ベースラインから需要削減分と逆潮分の電力を足し合わせた容量をDRの容量とみな</p>	<p>「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方（平成28年10月17日経済産業省）」において、募集単位は「原則としてユニットを特定した上で容量単位による応札を受け付ける」ことが示されていることから、電力系統へ逆潮流するものについては、発電設備により調整力を提供するものと位置付け、ネガワット分と逆潮流分とは混成しないこととして下さい。</p>

	該当箇所	ご意見	回答
		<p>すことができるのではないか。</p> <p>例：構内負荷が 1,500kW であり、1,000kW の自家発を 2 台保有しており、普段は 1 台のみ稼働しているような顧客を想定。普段は系統から 500kW 受電しているが、遊休自家発を活用すると、500kW の逆潮が可能である。このような需要家は、系統に逆潮流するため、現状では発電機とみなされるが、最低入札容量を満足しないため、活用することが出来ない。</p>	
8	<p>電源 I' 厳気象対応調整力 募集要綱 第 5 章 3. (1) イ</p>	<p>(原案)なお、本運用要件の範囲内において、当社は、当社供給エリア以外を含む需給調整コストの低減のために電源 I' 厳気象対応調整力を活用します。</p> <p>(修正案)なお、落札後の契約協議が整った場合には、本運用要件の範囲内において、当社は、当社エリア以外を含む需給調整コスト低減のために電源 I' 厳気象対応調整力を活用いたします。</p> <p>【理由】電源 I' 参加にあたって、需要家には「入札先となる属地 TSO エリア内で厳気象により需給ひっ迫が発生したとき」に DR が活用されると説明しているため、他の隣接 TSO エリアでの活用については、需要家の予見可能性と納得感に配慮しながら、落札後の協議とさせていただきたい。"</p>	<p>電源 I' 厳気象対応調整力の公募にあたっては、当社供給エリア外を含む広域的運用に伴う全体効率化による需給調整コスト低減のために、この調整力を活用させていただくことを基本としています。</p>
9	<p>電源 I' 厳気象対応調整力 募集要綱 第 5 章 3. (1) チ</p>	<p>(原案)また、当社からの指令および要請は、同日中の複数回発動、連日の発動となる場合があります。</p> <p>(修正案)当社からの指令は、1 日に 1 回を基本とします。別途協議の上、1 日に複数回の指令、連日の発動を行う場合があります。ただし、入札時点で同日中の複数回発動、連日の発動に対応可能である応札事業者には、非価格要素評価点の対象といたします。</p> <p>【理由】同日中の複数回発動および連日の発動に対応できる DR は限られているため。</p>	<p>電源 I' の発動については、その時々々の需給状況に応じて判断いたします。</p> <p>このため、安定供給確保のため、必要に応じ、同日中の複数回発動、連日の発動となる場合もございます。また、この点については要件として求めているものであり、非価格要素評価点の対象とはいたしません。</p>

	該当箇所	ご意見	回答
10	電源 I ' 廠気象対応調整力 募集要綱 第 5 章 3. (2) イ (口)	【質問】 「過去、契約電力未達時割戻料金の対象となったことがある応札者には、契約電力を供出できることを証明する追加の資料提出」とあるが、具体的にはどのような追加資料を提出する必要があるのか。 また、貴社より要望された資料を種々の理由により提出できない場合、何かしらのペナルティは発生するのか。	応札いただいた調整力が、必要時に確実に提供いただけることを確認するため、過去に契約電力未達時割戻料金の対象となったことがある応札者については、契約電力未達となった原因や、これに対する改善内容等を確認できる資料を提出いただきます。 なお、資料提出いただけない場合は、応札を無効とする場合もございます。
11	電源 I ' 廠気象対応調整力 募集要綱 第 5 章 3. (2) イ (口)	(原案)過去、契約電力未達時割戻料金の対象となったことがある応札者には、契約電力を提供できることを証明する追加の資料提出 【質問】 貴社は電源 I ' の調達実績がこれまでないため、契約電力未達時割戻料金の対象となる事業者は存在しないと理解しているが、当該事項は該当しないという認識で問題ないか。	2020 年度向けの募集の審査過程においては、当該事項に該当する事業者が存在しない認識です。 ただし、2020 年度の提供期間において、当社の発動指令に対する応動実績が契約電力未達時割戻料金の対象となった場合には、提供期間内の次回の応動に備えて、契約電力を提供できることを証明する資料の提出を求めることがあります。
12	電源 I ' 廠気象対応調整力 募集要綱 第 6 章 1.	(原案)応札者は、当社に対して、下記のとおり、入札書を募集期間内に 3 部 (本書 1 部、写し 2 部) 提出するものといたします。 (修正案)応札者は、当社に対して、下記のとおり、入札書を募集期間内に 2 部 (本書 1 部、写し 1 部) 提出するものといたします。 【理由】 他社 TSO で 2 部にしているところもあり、紙・印紙等の節約、実務効率化にも繋がるため	ご意見を踏まえ、入札書の提出は、2 部 (本書 1 部、写し 1 部) とさせていただきます。
13	電源 I ' 廠気象対応調整力 募集要綱 第 7 章 4. (2)	(原案)ただし、加点項目 1 は、当社が属地 TSO とならない場合、連系線の設定変更等が必要となり、結果として指令から調整までが 1 時間未満とならないことから加点評価いたしません。 (修正案)原案の削除、もしくは隣接・属地に関わらず、全て 3 時間に統一することをご検討いただきたい。また、上記意見 4 (N0.6) に関連し、同日中の複数回発動、連日の発動に対応可能である応札	需給運用の柔軟性の観点から、「指令から調整までが 1 時間未満」については、非価格要素において加点評価することとしています。なお、隣接 TSO エリアの電源等の場合、連系線の設定変更等のため、この加点評価を満たせないこととなります。 また、同日中の複数回発動、連日の発動については、要件として求めているものであり、非価格要素評価点の対象とはいたし

	該当箇所	ご意見	回答
		<p>事業者には、非価格要素評価点の対象とするようご検討いただきたい。</p> <p>【理由】隣接 TSO エリアから広域調達されるリソースよりも、属地エリアで調達されるリソースに優位性が発生するため。当該優位性により、隣接 TSO エリアリソースが広域調達されなかった場合、広域調達のメリットであるコスト低減が達成されなくなるため。また、3 時間への統一は、将来の容量市場における発動指令電源との整合性が取れるため。</p>	<p>ません。</p>
14	<p>電源 I ' 厳気象対応調整力 募集要綱 第 7 章 4. (4)</p>	<p>【質問】</p> <p>「応札量が「それまでに選定された落札案件の応札量の累計と募集容量との差分」を超える案件に対し、(3) の総合評価点を応札量で除して「それまでに選定された落札案件の応札量の累計と募集容量との差分」を乗じた値を総合評価点としてみなし」とあるが、P25 には一部供出電力を申し出ることが可能であるとある。応札量が「それまでに選定された落札案件の応札量の累計と募集容量との差分」を超える案件が、一部提供が可能な場合の調整契約電力を設定していた場合、一部提供が可能な場合の調整契約電力を先に考慮して、総合評価点を決定するという認識で間違いはないか。</p>	<p>落札案件の仮決定において、入札書（様式 1）の項目 12 に記載の調整契約電力による応札も含めて、対象を選定いたします。</p>
15	<p>電源 I ' 厳気象対応調整力 募集要綱 第 9 章 2. (2)</p>	<p>(原案) 計量単位の集約を希望する場合は個別に協議させていただきます。ただし、計量単位に含まれる全ての発電機について本契約を締結し、全ての発電機の調整力提供に関わる申出単価 (V1、V2) が同一であること等が条件になります。</p> <p>【質問①】需要家が所有している自家発電設備から逆潮流で電源 I ' として供出する場合、集約することは可能か。</p> <p>【質問②】集約が可能な場合、集約の制限等はあるか。</p>	<p>【質問①について】 計量単位の集約を希望される場合は個別に協議させていただきます。</p> <p>【質問②について】 発電設備を活用した応札者に限ります。また、同一発電所内とさせていただきます。</p> <p>【質問③について】</p>

	該当箇所	ご意見	回答
		<p>例：他の逆潮流の自家発電設備との集約は可だが、逆潮流しないDRの需要家とは集約負荷、等</p> <p>【質問③】集約の可否に関わらず、需要家が所有している自家発電設備が逆潮流で電源I'に参加するにあたり、試験が必要になると理解しているが、試験に伴い供出する売電量はどのような扱いになるかご教示いただきたい。また、その際の手続きについてもご教示いただきたい。(例：売電契約とDRが並立している場合、売電契約として扱われるのか。)</p> <p>参考：貴社が発動試験を義務付けない場合、弊社として当該需要家の電源I'供出の実効性を確認するため、社内で試験を実施することになるが、その場合の試験に伴い供出する売電量はどのような扱いになるか、手続きについてもご教示いただきたい。</p>	<p>事前の試験に伴い供出される売電量の扱いは、電源I'に係る契約とは別に小売電気事業者等との売電契約が必要となります。</p> <p>なお、新たに逆潮流が生じる場合は、系統連系手続きが必要となります。この手続きの詳細については、ネットワークサービスセンターへお問い合わせください。</p>
16	<p>電源I' 廠気象対応調整力 募集要綱 第9章 4.(2)</p>	<p>【質問】専用線オンラインについては、発電設備、即ち電源のみが対象という理解で間違いはないか。もし、DRが対象となり得る場合、DRアグリゲータ事業者向けの専用線オンラインの費用負担額、工事に要する期間、工事の施工区分等、可能な範囲で詳細をご教示いただきたい。</p>	<p>専用線オンライン化工事の概要については、当社HPへ記載※しておりますので、ご確認ください。</p> <p>(※)<a href="http://www.energia.co.jp/retailer/chousei/index.html">http://www.energia.co.jp/retailer/chousei/index.html</a></p> <p>なお、費用負担額等の詳細については、別途協議させていただきます。</p>
17	<p>電源I' 廠気象対応調整力 契約書</p>	<p>【お願い】 契約書関連の書類はできるだけ一元化・簡素化を図っていただきたい。</p> <p>例：kW・kWh・運用申合書等の書面を複数の契約書を分けずに一つにまとめる、複数存在する需要家リストを一元化する、等</p> <p>【理由】 関係者全ての業務効率化のため</p>	<p>当社ではkW、kWhに関する契約については、1つの契約書に纏めております。</p> <p>なお、運用申合書については、運用に特化した申合せであり、個別に取り扱わせていただいております。</p>
18	<p>電源I' 廠気象対応調整力 提出様式 (様式6)</p>	<p>(原 案) 応札された電源I' 廠気象対応調整力の調整力提供能力・性能を把握する為、契約開始前に、応札者の負担において、調整力発動試験を実施いたします。</p>	<p>安定供給の観点から、契約開始時までには、電源等の試運転や必要な試験等が完了するなど要綱に定める各要件を満たし、調整力をご提供いただける準備が整っていることを確認させていた</p>

	該当箇所	ご意見	回答
		<p>ただし、上記運転実績等をもって、調整力提供能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあります。</p> <p>また、契約申込者が上記以外のエビデンスによって調整力提供能力・性能を示すことを申し出、当社が認める場合、当該エビデンスをもって、調整力発動試験を省略することがあります。</p> <p>(修正案) 応札された電源 I' 廠気象対応調整力の調整力提供能力・性能を把握する為、契約開始前に、応札者の負担において、調整力発動試験を実施いたします。</p> <p>ただし、上記運転実績等をもって、調整力提供能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあります。</p> <p>落札事業者の運開準備に要する期間を考慮し、試験の実施時期は、2020年3月以降に設定します。</p> <p>また、契約申込者が上記以外のエビデンスによって調整力提供能力・性能を示すことを申し出、当社が認める場合、当該エビデンスをもって、調整力発動試験を省略することがあります。</p> <p>【理由】2020年4月電源 I' 運開に向けて、①落札後に貴社との契約協議、②簡易指令システムの構築、③需要家との契約協議、④契約締結後の子メーター設置工事、⑤小売事業者とネガワット調整金に関する契約締結、等、運開準備作業が膨大にあり、特に④はベースライン見える化を実現するため、電源 I' 供出を技術的に担保するうえで必須。また、2019年度分の電源 I' が2020年2月末まで運用中のため、試験の実施は3月以降としていただきたい。また、既に発動実績のある需要家については、負担軽減の観点から、試験免</p>	<p>だきます。</p>

	該当箇所	ご意見	回答
		除の対象としていただきたい。	

以上